

役員及び評議員の報酬等の支給の基準並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人農村更生協会（以下「協会」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の支給の基準並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち協会及び八ヶ岳中央農業実践大学校を勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員については、年俸、通勤手当及び特別手当を支給することができる。

2 評議員及び非常勤役員（会長を除く。）は無報酬とする。

(報酬の額)

第4条 会長及び常勤役員の報酬は、予算を考慮し会長が評議員会の承認を得て別に定める。ただし、常勤役員の報酬は、国家公務員指定職俸給表初号の額に1.2を乗じた額を限度とする。

(費用)

第5条 非常勤役員及び評議員に弁償する費用は、次のとおりとする。ただし、会長及び常勤役員並びに旅費を支給されている非常勤役員及び評議員には費用を弁償しないものとする。

- (1) 非常勤役員が理事会等に出席した場合 日額 5,000円
- (2) 評議員が評議員会に出席した場合 日額 5,000円
- (3) 監事が監事監査を実施した場合 日額 5,000円

2 前項のほか、評議員及び役員がその職務の執行に当たって費用を負担し、又は負担した場合は、当該費用を弁償する。

(公表)

第6条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項で定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人農村更生協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

- 1 この規程の変更は、令和4年6月24日から施行する。
- 2 「非常勤理事に対する報酬の支給について」(令和3年度第2回評議員会決議)は廃止する。